

商品販売委託契約書

お客様（以下「甲」とする。）と販売店（以下「乙」とする。）とは、次のとおり販売委託契約を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、甲の所有する別紙の商品の販売を委託し、乙はこれを販売することを受託した。

第2条(契約期間)

契約期間は、契約締結日から2ヶ月とする。

第3条(途中解約)

販売上の混乱を避けるため基本的に本契約の途中解約はできない。但し止むを得ない事由のある場合、契約を解除する事ができるが、委託販売開始から10日以内の場合はキャンセル手数料¥1000を乙に支払う。但し甲から乙に契約の解除を申し入れる場合は、当該委託商品が契約解除の意思表示の時点で未売却か商談中でない事を確認しなければならない。これらの確認を怠って甲は乙に対し契約の解除を要求し委託商品の返還を求める事はできない。

第4条(価格の決定)

委託商品の販売価格は甲、乙の協議の上で決定する。但し、契約締結後双方協議の上販売価格を変更する事ができる。

第5条(委託販売手数料及び事務手数料)

委託販売手数料は売却代金(消費税を含む)の20%とし、乙は売上の80%を甲に支払う。委託販売契約締結事務手数料は無料である。

第6条(商品の販売、管理)

乙は、委託商品の情報告知を行い迅速な販売を心がける。又、乙は善良な管理者としての注意事項をもって委託商品を管理し、不具合が生じないよう管理する。但し接客等で商品に触れる機会がある為、汚れや置き傷等がつく可能性がある事を甲は了承するものとする。

第7条(損失補填)

乙の管理下にある間に委託商品に不具合を生じるか、あるいは盗難に遭った場合、乙が当該商品を買取るものとする。

但し、その買取価格の上限は甲の販売希望価格の80%を上回るものではない。

第8条(商品の売却報告)

当該商品が売却された場合、乙は甲に対して電話等でその旨を連絡する。

第9条(売却代金支払い方法)

乙は売却報告後、対面で甲に現金にて支払う事とする。クレジットカード、PayPay,その他キャッシュフリー決済は出来ません。

第10条(契約終了及び契約期間の延長)

乙による当該委託商品の売却、甲への支払いをもって本契約は終了する。期間満了後双方協議の上契約期間を第2条で定めた期間を延長する事ができる。当該商品が契約期間内に販売できなかった場合、乙が当該商品を甲に返却する事により本契約は終了する。

その際、甲、乙双方ともに本契約書に記載されている以外の代金あるいは手数料を相手方に要求する事はできない。甲が期間を延長後、2ヶ月以内に再延長の意思を示さない場合、当該委託商品を破棄及び、所有権が乙に移行する事を可能とする。

第11条(異議申し立て)

甲、乙双方ともに未売却商品の返却時に当該商品の状態を確認するものとする。返却後の異議申し立ては甲、乙双方ともにする事はできない。

第12条(契約解除)

甲と乙は次の事項に該当するときは、直ちに本契約を解除する事ができる。

- 委託商品の所有権が甲の物でないと判明した時。
- 甲が商品を納入しない時、又は乙が商品の情報告知をしない時。
- 強制執行、破産、和議等により信用状態の悪化が認められた時。
- その他本契約に違反した時。

第13条(規定外条項)

本契約に取り決めの無い事項は、法令及び慣習に従い、当事者協議し解決するものとする。

上記の内容に基づき別紙委託販売申込書にて本契約を成立させる。